

ＥＴＦに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場ＥＴＦに関する情報の開示) 第９条 (略) ２ 前項の情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。 (1) 上場ＥＴＦ（外国投資証券に該当する外国ＥＴＦを除く。）に係る管理会社は、次のａからｉまでのいずれかに該当する場合（ａ及びｂに掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものに該当するものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 a～h (略) i 上場ＥＴＦの一口あたりの純資産額と市場価格又は特定の指標との間において、次の(a)若しくは(b)に該当する場合その他投資判断上重要な乖離が生じた場合又はこれらに該当するおそれが生じた場合 (a) <u>上場ＥＴＦの一口あたりの純資産額と市場価格の終値の乖離率（売買立会における市場価格の終値を上場ＥＴＦの一口あたりの純資産額で除した値から１を減じた値の絶対値を百分率表記した値をいう。以下この号において同じ。）が20%以上となった場合</u> (b) <u>上場ＥＴＦの一口あたりの純資産額と市場価格の終値の乖離率が５%以上となった日が７営業日連続した場合</u> (2) 上場ＥＴＦ（外国投資証券に該当する外国ＥＴＦに限る。以下この号において同じ。）に係る外国投資法人及び管理会社は、次のａからｈまでのいずれかに該当する場合（ａ及びｃに掲げる事項にあっては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除く。）は、施行規則に定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 a～g (略) h 上場ＥＴＦの一口あたりの純資産額と市場価格又は特定の指標との間において、次の(a)若しくは(b)に該当する場合その他投資判断上重要な乖離が生じた場合又はこれらに該当するおそれが生じた場合 (a) <u>上場ＥＴＦの一口あたりの純資産額と市場価格の終値の乖離率（売買立会における市場価格</u>	(上場ＥＴＦに関する情報の開示) 第９条 (略) ２ 前項の情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。 (1) 上場ＥＴＦ（外国投資証券に該当する外国ＥＴＦを除く。）に係る管理会社は、次のａからｉまでのいずれかに該当する場合（ａ及びｂに掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものに該当するものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 a～h (略) i 上場ＥＴＦの一口あたりの純資産額と市場価格又は特定の指標との間に<u>重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合</u> (新設) (新設) (2) 上場ＥＴＦ（外国投資証券に該当する外国ＥＴＦに限る。以下この号において同じ。）に係る外国投資法人及び管理会社は、次のａからｈまでのいずれかに該当する場合（ａ及びｃに掲げる事項にあっては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除く。）は、施行規則に定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 a～g (略) h 上場ＥＴＦの一口あたりの純資産額と市場価格又は特定の指標との間に<u>重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合</u> (新設)

<u>の終値を上場ＥＴＦの一口あたりの純資産額で除した値から１を減じた値の絶対値を百分率表記した値をいう。以下この号において同じ。）が20%以上となった場合</u> (b) <u>上場ＥＴＦの一口あたりの純資産額と市場価格の終値の乖離率が５%以上となった日が７営業日連続した場合</u> ３～５（略） （上場ＥＴＦに関する情報の提供） 第９条の２ 上場ＥＴＦに係る管理会社（外国投資証券に該当する外国ＥＴＦ及び当該外国ＥＴＦを受託有価証券とする外国ＥＴＦ信託受益証券にあつては、外国投資法人及び管理会社）は、当該上場ＥＴＦに関する次の各号に掲げる情報（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する内国ＥＴＦ、投資信託法施行令第12条第１号に掲げる投資信託の受益証券に該当する内国ＥＴＦ、外国ＥＴＦ及び外国ＥＴＦ信託受益証券にあつては、第１号を除く。）を公衆による閲覧ができる方法により投資者に提供するものとする。この場合における<u>第２号及び第３号</u>の取扱いは施行規則で定める。 (1)～(3)（略） (4) <u>上場ＥＴＦに関する総経費率</u> (5)（略） ２・３（略） （上場ＥＴＦに関する行動規範） 第12条の３（略） ２（略） ３ 第１項に規定する者は、上場ＥＴＦの円滑な流通及び公正な価格形成に資する情報の投資者への提供及び<u>公正な価格形成が確保されるための環境整備に努めるものとする。</u> 付 則 １ この改正規定は、令和７年７月14日から施行する。 ２ 改正後の第９条の２第１項第４号の規定は、施行日以後に終了する計算期間の決算に係る総経費率の内容が定まった場合の情報の提供の時から適用する。	（新設） ３～５（略） （上場ＥＴＦに関する情報の提供） 第９条の２ 上場ＥＴＦに係る管理会社（外国投資証券に該当する外国ＥＴＦ及び当該外国ＥＴＦを受託有価証券とする外国ＥＴＦ信託受益証券にあつては、外国投資法人及び管理会社）は、当該上場ＥＴＦに関する次の各号に掲げる情報（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する内国ＥＴＦ、投資信託法施行令第12条第１号に掲げる投資信託の受益証券に該当する内国ＥＴＦ、外国ＥＴＦ及び外国ＥＴＦ信託受益証券にあつては、第１号を除く。）を公衆による閲覧ができる方法により投資者に提供するものとする。この場合における<u>当該各号</u>の取扱いは施行規則で定める。 (1)～(3)（略） （新設） (4)（略） ２・３（略） （上場ＥＴＦに関する行動規範） 第12条の３（略） ２（略） ３ 第１項に規定する者は、上場ＥＴＦの円滑な流通及び公正な価格形成に資する情報の投資者への提供に努めるものとする。
--	---